

船舶インシデント調査報告書

令和4年10月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年5月18日 16時30分ごろ
発生場所	山口県下関市 ^{やたま} 矢玉漁港西南西方沖 矢玉港A防波堤灯台から真方位240° 2.9海里付近 （概位 北緯34° 14.9′ 東経130° 50.2′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{ゆうき} 勇希丸は、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年5月27日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 勇希丸、5トン未満（長さ7.77m） 280-30550福岡、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力147.10kW、連続最大回転数毎分6,000、4気筒、ボア96.0mm、使用燃料ガソリン、平成5年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りを行った後、帰航中、船外機が停止した。</p> <p>船長は、プロペラ及び船外機の外観等に異状がないことを確認し、船外機の内部を点検する必要があると思ったものの、海上で船外機を開放して点検を行うとオイルが漏れ出て危険と思ったので、運航不能と判断し、118番通報を行った。</p> <p>本船は、海上保安庁からの救助の協力要請を受けて来援した水難救済会所属の漁船に^{えい}航され、矢玉漁港に入港した。</p> <p>本船は、本インシデント後、陸揚げされ、船長が船外機を機関修理業者の助言を受けながら点検したところ、燃料フィルターがゴミ等で目詰まりしていることが確認された。</p> <p>船長は、船外機を本インシデントの約1年前に交換した後、燃料フィルターが1年程度で目詰まりするとは思っていなかったため、燃料フィルターの点検及び清掃を行っていなかった。</p> <p>日本小型船舶検査機構が作成した船外機船のメンテナンスガイド（インターネットのホームページにより閲覧可能）によれば、発航前及び定期的に、燃料フィルターにゴミ又は水分等が溜まっていないか</p>

	どうかを点検することになっていた。
分析	本船は、船外機の燃料フィルターの点検及び清掃が約1年間行われていない中、船長が、燃料フィルターにゴミが溜まっている状態で航行を続けたことから、同フィルターが目詰まりしてしまい、船外機に燃料の供給が行われず、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、船外機の燃料フィルターの点検及び清掃が約1年間行われていない中、船長が、燃料フィルターにゴミが溜まっている状態で航行を続けたため、同フィルターが目詰まりしてしまい、船外機に燃料の供給が行われず、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、発航前及び定期的に燃料フィルターの点検を行うこと。